

白子町企業立地奨励条例

(目的)

第1条 この条例は、本町における企業の立地を促進するため、町内に事業所を設置する事業者に対し、奨励措置を講ずることにより、産業の振興、雇用の促進等による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 対象事業所 奨励措置を講ずる対象業種として規則で定めるものに属する事業を行う事業所をいう。
- (3) 新設 本町に事業所を有しない事業者が本町に新たに対象事業所を設置することをいう。
- (4) 増設 本町に事業所を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で当該対象事業所を増築し、若しくは改築し、又は本町に新たに対象事業所を設置することをいう。
- (5) 立地 事業者が新設又は増設をして操業を開始することをいう。
- (6) 投下固定資産 対象事業所の立地を行うに当たり取得した地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産であつて、規則で定めるものをいう。
- (7) 正規雇用者 期間の定めのない労働契約を締結し、雇用される者で、かつ、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であるものをいう。
- (8) 新規正規雇用者 対象事業所の新設又は増設に伴い、操業開始日の6月前から操業開始日まで新たに雇用された正規雇用者をいう。

(奨励措置)

第3条 町長は、対象事業所の立地を行った事業者に対し、奨励措置として次に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 企業立地奨励金
- (2) 雇用促進奨励金

(企業立地奨励金)

第4条 企業立地奨励金の額は、投下固定資産に係る各年度における固定資産税の収納額に相当する額の範囲内において交付する。

2 企業立地奨励金の交付の対象とする期間は、立地に係る対象事業所が操業を開始した日以後において、投下固定資産に係る固定資産税を最初に課すべ

きこととなった年度から5年間とする。

(雇用促進奨励金)

第5条 雇用促進奨励金の額は、町内に住所を有する新規正規雇用者の数(対象事業所が操業を開始した日から1年を経過した日における人数をいう。)に10万円を乗じて得た額とする。ただし、その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円を限度とする。

2 雇用促進奨励金の交付は1回限りとする。

(事業者の指定)

第6条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、次に掲げる要件を備えるものとして、あらかじめ町長の指定を受けなければならない。

(1) 投下固定資産の総額が新設の場合にあつては5,000万円以上、増設の場合にあつては2,000万円以上であること。

(2) 新設の場合にあつては対象事業所において正規雇用者が5人以上であること。

(3) 増設の場合にあつては本町に既に有する事業所において正規雇用者が5人以上であること。

(4) 町税の滞納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(指定の申請等)

第7条 前条の規定による指定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、指定の可否を決定したときは、当該申請をした事業者に通知するものとする。

(届出)

第8条 第6条の規定による指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、町長にその旨を届け出なければならない。

(1) 前条第1項の規定による申請の内容に変更が生じたとき。

(2) 立地に係る対象事業所が操業を開始したとき。

(3) 立地に係る対象事業所が操業を開始した日から起算して10年以内にその操業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態に至ったとき。

(指定の取消し等)

第9条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

その指定を取り消すことができる。

- (1) 第6条に掲げる指定の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 立地に係る対象事業所が操業を開始した日から起算して10年以内にその操業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態に至ったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により指定を受け、又は奨励金の交付を受け、若しくは受けようとしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が奨励措置を講ずることが不適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、奨励金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び立入調査)

第10条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、指定事業者に対して報告若しくは書類の提出を求め、又は当該職員に実地に立ち入り、関係帳簿等を調査することができる。

(指定の承継)

第11条 譲渡、合併その他の理由により、指定事業者に変更が生じた場合においても、当該事業が継続される場合に限り、当該事業の承継者は、町長にその旨を届け出て引き続き指定を受けることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(白子町企業誘致条例の廃止)
- 2 白子町企業誘致条例(昭和35年白子町条例第14号)は、廃止する。
(白子町企業誘致条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の白子町企業誘致条例第3条第2項の規定により指定を受けている事業所に係る同条例の適用については、なお従前の例による。